

2023年 8月 第133号

産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



暑中お見舞い申し上げます

例年になく厳しい暑さが続いておりますが、組合員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。今年の夏はコロナウイルス感染症も落ち着き、帰省や旅行、イベントなどのご計画をされていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。

梅雨明け宣言を受け、当組合としまして技能実習生達に、日本での夏の過ごし方、気温が上がる事による食中毒、熱中症に注意するよう指導しております。組合員様におかれましても、実習生達の健康状態にお目配り頂ければ幸いです。

技能実習制度運用要領の改訂

本年4月にも技能実習制度運用要領に改定がありました。その中でも実習実施者様（企業様）に関係のある事項をピックアップして解説して参ります。

1. 「技能実習生の妊娠・出産等を理由に一方向的に実習を打ち切った場合、技能実習計画の認定取消となります。」今回、最重要項目となる改定になります。実習生が妊娠した場合、これを理由に実習を打ち切ったり、国に帰る事を強要した場合、即、技能実習計画の認定取消となります。認定の取消しが行われた場合、その効力は企業様の他の実習生にも波及し、全実習生の受け入れが出来なくなる他、特定技能制度においても「実習認定の取消しを受けた場合、当該取消し日から5年を経過しない者は特定技能所属機関になることは出来ない。」とあり、事実上特定技能の受入も不可能となります。向う5年間実習生も特定技能者も受け入れる事が出来ないという非常に重い処分になります。何卒ご注意ください様、お願い申し上げます。

※当組合では実習生達に、一生に一度しか出来ない実習生、実習生である間は技能の習得に集中し、実習が修了してから自分のライフスタイルについて考える事を勧めております。また万が一妊娠した場合は実習中断、出産後に再開という方法もございます。

2. 「技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員の方の常勤性を確認する書類（被保険者証等）のご提出が不要になりました。」

実習生の各役職ご担当者様に今まで頂いておりました常勤性を確認する書類でございますが、この度の改訂で履歴書と就任承諾書及び誓約書の書式が統合され、新書式での書類をご提出頂く事で、常勤性を証明する書類（被保険者証、役員報酬内訳書、出勤簿等）のご提出が不要となりました。

